

事務事業マネジメントシート(平成30年度実績と平成31年度計画)

令和 2年 2月19日更新

事務事業名	児童扶養手当支給事業		<input type="checkbox"/> マニフェスト関連	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁横断課題関連	<input type="checkbox"/> 集中改革プラン関連	
総合計画体系	政策	2 福祉の健康	所属部	健康福祉部	課長名	坂井 竹志
	施策	4 子育て支援の充実	所属課	子育て支援課	担当者名	衛藤 和博
	施策の柱	15 子育ての経済的負担の軽減	所属班	子ども家庭班	(内線)	1185
予算科目	会計一般	款 3 項 2 目 1 事業連番 10551	根拠法令	児童扶養手当法、合志市児童扶養手当の支払日に関する規則		
終了、開始年度	<input type="checkbox"/> 30年度で終了 <input type="checkbox"/> 30年度から開始		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 18 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~ 年度)		

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	父(母)親がいない児童あるいは父(母)親に重度障害がある児童を養育する母(父)親等に対して児童扶養手当を支給。所得制限限度額により全部支給、一部支給、全部停止に区分。平成30年4月分より額改定のため、子1人の場合は全部支給月額42,500円、一部支給月額42,490円~10,030円、また2人目に5,020~10,040円、3人目以降に3,010円~6,020円を加算して支給する。支給資格者は、毎年8月に現況届が必要である。平成20年4月から手当一部支給停止措置が施行されたことに伴い、支給停止措置の適用除外事由に該当し届出書を提出することにより適用を除外する手続きが新たに加わった。また、平成22年8月より父子家庭も対象になった。児童扶養手当法は昭和36年1月29日に制定、以後、度々一部改正され現在に至っている。平成18年2月27日合併して市(福祉事務所設置)になったことにより、それまで県が行っていた児童扶養手当認定から支払事務は、平成18年3月から市が行うことになった。児童扶養手当事務は旧町でも行っていたが、受付等事務手続きを行い、県へ進達する流れであり、県が最終的に審査認定して手当を支払っていた。手当の財源は国と県が負担(平成17年度の負担割合:国4分の3、県4分の1)していた。平成18年3月から市で審査・認定・支払い等の事務手続きを行うため、手当の財源負担が生じた。負担割合は平成18年度改正され国3分の1、市3分の2(県の負担無し)となった。
【業務の流れ】	①認定請求等の受付、審査 ②認定等結果の通知 ③定期支払月(4、8、12月期)に前月までの4ヶ月分を支給 ④毎年8月に現況届の受付、審査及び結果の通知
【主な予算費目】	職員手当等、役務費、備品購入費、扶助費
【意見や要望】	特になし

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標	新規・拡充区分:
①手段(主な活動) 30年度実績(30年度に行った主な活動)(DO)	31年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)
受給資格者に対し、口座振込の方法で定期支払月(4、8、12月期)に手当を支給した。事務取扱件数は、新規認定及び転入87件、資格喪失及び転出50件、現況届669件を取り扱った。	法改正に伴い平成31年11月から支払回数が年3回から年6回(奇数月)へ変更になる。
①活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	(単位) 予算の主な増減の理由
ア: 児童扶養手当の受給資格者数	人 受給資格者の増加及び法改正に伴う支払回数の変更による扶助費の増法改正に伴うシステム改修業務委託料の増
②対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	②対象指標(対象の大きさを表す指標)
・父(母)親がいない18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭の母(父)、または母(父)に代わって児童を扶養している者	ア: 受給資格者数
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	③成果指標(意図の達成度を表す指標)
・ひとり親家庭の生活の安定と自立促進ができる	ア: 本人所得による全額停止者数
	イ: 本人所得による一部停止者数
*③成果指標設定の理由と31年度目標値設定の根拠	
ひとり親家庭の生活の安定と自立促進が目標なので、受給資格者の就業と収入が関係する。就業し収入が上がると、児童扶養手当の所得制限限度額以上になり、手当額が全額停止や一部停止にはなるが、その人数が多くなると生計が安定していると見ることができる。	
総トータルコスト 全体計画 ~ 年度 0	

(2) 各指標・総事業費の推移	単位	28年度	29年度	30年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度			
		実績(決算)	実績(決算)	目標(当初予算)	実績(決算)	目標(当初予算)	予定	見込	見込			
① 活動指標	ア 人	635	652	660	644	690	700	710	720			
	イ 人											
② 対象指標	ア 人	635	652	660	644	690	700	710	720			
	イ 人											
③ 成果指標	ア 人	49	57	70	60	70	70	70	70			
	イ 人	296	308	310	252	320	330	340	350			
投資入費量	財源内訳	国庫支出金	千円	88,157	92,684	97,600	94,911	124,000	100,800	102,400	104,000	
		都道府県支出金	千円									
		地方債	千円									
		その他	千円									
		繰入金	千円									
	一般財源	一般財源	千円	176,171	185,979	195,652	189,732	249,131	202,080	205,230	208,430	
		(A) 事業費計	千円	264,328	278,663	293,252	284,643	373,131	302,880	307,630	312,430	
		(A)のうち指定経費	千円	263,556	277,774	292,984	284,365	372,171	302,627	307,427	312,227	
		(A)のうち時間外、特勤	千円	129	127	184	121	171	230	230	230	
		人件費	人	4	3	4	4	4	4	4	4	
延べ業務時間	時間	1,150	1,296	1,260	2,115	1,260	1,260	1,260	1,260			
(B) 人件費計	千円	0	5,126	5,019	8,337	5,019	5,019	5,019	5,019			
トータルコスト(A)+(B)	千円	264,328	283,789	298,271	292,980	378,150	307,899	312,649	317,449			

事務事業名	児童扶養手当支給事業	所属部	健康福祉部	所属課	子育て支援課
-------	------------	-----	-------	-----	--------

2 評価の部 (CHECK)

*原則は30年度の事後評価、ただし複数年度事業は30年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①30年度目標達成度評価	<input type="checkbox"/> 達成した 手当を受給する世帯が増えている。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒【原因】
	②31年度目標達成見込み	<input type="checkbox"/> 目標達成見込みあり ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成は厳しい ⇒【理由と対策】 雇用情勢の悪化により、安定した就業および収入が難しいため。
有効性評価	③成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 児童扶養手当法に基づき手続きをしている。離婚後のひとり親家庭の経済的支援に結びついているが、手当受給を主に考えて就業を控えている例がある。また、母子家庭の母が働く場所が少ないため経済的に自立できない状況があることから、就業支援、自立支援に努めることで成果の向上余地がある。
	④類似事業との統廃合・連携の可能性	<input type="checkbox"/> 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【理由】 国の制度なので適正である。
効率性評価	⑤事業費の削減余地	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 児童扶養手当法に基づき実施しているため手当額は基準どおりであり、受給資格者の所得に応じて手当額を決定するため総事業費は受給者数と手当額によって変わる。ただし法改正により平成20年4月から手当額が一部減額(2分の1)されるが、支給停止適用除外事由に該当し届出書を提出した場合は支給停止適用を除外し減額しないことになった。対象者は届出書の提出は一度だけでなく現況届時に毎年繰り返し提出しなければならない。就労支援により受給者の所得が増えれば、支給額が減り事業費の抑制をはかることができる。
	⑥人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 児童扶養手当事務の電算化で業務時間は削減できているので、これ以上の削減は難しい。また、申請者の所得や離婚等プライバシーの問題や、支給額も高額であるため、臨時職員や委託では難しい。
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 児童扶養手当法に基づき基準どおり実施しているので受給資格者及び手当額は公平公正に判断している。この手当支給額は3分の2を市が財源として税等確保しなければならないため、手当受給者の中で税金等滞納がある方には手当を受給された中から少しでも滞納分を納められるようお願いしている状況である。
役割分担評価	⑧行政の役割分担の適正化	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒【理由】 国の制度なので適正である。

3 評価結果の総括 (CHECK)

受給者が年々増加していて、所得制限者も減少している(ひとり親家庭の収入が低い)。今後は、ひとり親家庭の生活安定のため、自立支援が必要。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(ACTION)

<p>(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可</p> <p><input type="checkbox"/>廃止 <input type="checkbox"/>休止 <input type="checkbox"/>目的再設定 <input type="checkbox"/>事業統廃合・連携 <input type="checkbox"/>事業のやり方改善(有効性改善)</p> <p><input type="checkbox"/>事業のやり方改善(効率性改善) <input type="checkbox"/>事業のやり方改善(公平性改善)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)</p>	<p>(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		○																			
	低下																					
<p>(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策</p>																						